

平成18年第3回八峰町議会臨時会会議録（第1日）

---

平成18年10月30日（月曜日）

---

議事日程第1号

平成18年10月30日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 全議案上程
- 第5 議案第128号 専決処分事項の報告について  
（平成18年度八峰町一般会計補正予算（第4号））
- 第6 議案第129号 専決処分事項の報告について  
（平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第1号））
- 第7 議案第130号 専決処分事項の報告について  
（平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号））
- 第8 議案第131号 工事請負契約の締結について
- 

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	助役	佐々木正憲
教育長	千葉良一	総務課長	皆川鉄也
収入役室長	金谷茂	企画財政課長	須藤徳雄
管財課長	木村学	税務課長	佐々木充
産業振興課長	武田武	八峰町民サービス課長	小林孝一
峰浜町民サービス課長	嶋津宣美	福祉課長	佐藤弘
保健衛生課長	金平嘉孝	農業振興課長	米森昭一
建設課長	辻正英	上下水道課長	高宮建一
農業委員会事務局長	松森尚文	教育次長	伊藤進
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	齊藤英市郎
学校給食センター所長	加賀谷敏一	峰浜公民館長	福司和明
子ども園園長	小林康範		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書記	齊藤なつ子
--------	------	----	-------

---

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回八峰町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今臨時会提出議案の概要と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おはようございます。

本日、平成18年第3回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。

提出諸議案の説明の前に、このたびの峰浜庁舎火災による取り組み状況についてご報告申し上げます。

去る10月3日午前1時25分ころ、峰浜庁舎からの出火は折りからの北北西の風と深夜という悪条件の中で全焼したほか、この火災で宿直勤務中の森田福松さんが殉職されるなど、尊い生命と町の共有財産を失い衷心よりおわびを申し上げるとともに、故森田様のご遺族の方々には謹んでお悔やみ申し上げ、故人のご冥福をお祈り申し上げます。

また、火災によって能代警察署峰浜警察官駐在所・薩摩満子様の車庫などを類焼し、ご迷惑をおかけし改めてお詫び申し上げます。

町では町全職員の集会、管理職会議、議会全員協議会、自治会長会議を開いて対策を急いだところであります。峰浜庁舎は6課1委員会の組織体制でありましたが、被災による町民の皆さんの不安や行政サービスの低下をできるだけ食い止められるよう配慮し、峰浜公民館「峰栄館」には建設課、上下水道課、農業振興課、農業委員会、埴川出張所には峰浜町民サービス課、八森保健センターには保健衛生課、八森庁舎に福祉課を分散することにし、現在この体制で執務しているところであります。

公文書、関係書類はじめ土地台帳、各種データなど焼失したことにより、税の収納、防災行政無線、戸籍関係、上下水道のデータなど復旧業務も多く憂慮される状況でありましたが、国・県・関係機関からのご指導ご協力により次第に業務の正常化が図られてきております。防災行政無線は既存の施設を活用しながら約1カ月の工期で復旧の見込みであります。また、ご不便をかけている特に沢目地区の税の収納については、峰浜郵便局で収納できるようになりました。一方、戸籍関係は幸いマイクロフィルムが残っており、努力次第では早期に業務復帰ができるものと思っております。関係各方面からは物心両面にわたる数々の励ましやお見舞いをいただき、お礼を申し上げる次第であります。

さきに申し述べましたが、火災直後に設置しました災害対策本部につきましては、現

場検証に警察・消防関係者延べ300人、役場職員約100名が出動しましたが、現在においても出火原因の特定には至っておらない状況にあります。被害額については現時点で約3億円弱と計算しておりますが、今後見込まれますものを含めると約4億6,500万円ぐらいになるものと推定いたしております。被害額の補正予算については、緊急を要するものについて10月3日付けをもって専決処分させていただき、今回その内容についてご報告させていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

本議会臨時会に提案しております議案は、ただいま報告で触れさせていただきました専決処分の一般会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計の各補正予算3件と水沢小学校プール建設に伴う契約案件の計4件であります。詳細につきましては提案の際説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 議長報告につきましては別紙配付の報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第128号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木助役。

○助役（佐々木正憲君） 議案第128号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成18年10月30日提出

八峰町長 加藤和夫

さきの全員協議会の中で被害の報告、あるいは一般会計補正の主なものの概要を皆さんにご提示、説明申し上げますけれども、私の方からももう少しこの内容について提案説明したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

専決処分第40号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。

平成18年10月3日

八峰町長 加藤和夫

平成18年度八峰町一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出それぞれ1億4,040万8,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ61億4,323万9,000円とするものであります。

ページの6ページを開いていただきます。

次のページをお願いします。

2、歳入、19款繰越金1項繰越金、補正額1億4,040万8,000円。1、一般会計繰越金1億4,040万8,000円、繰越金でございます。

次に、7ページから歳出の詳細をご説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正額4,974万8,000円、区分3、職員手当等67万円、一般職の時間外勤務手当42万円、管理職特別勤務手当25万円、しめて67万円。11、需用費500万円、1消耗品費500万円、これは旧峰浜庁舎の6課分の消耗品でございます。12、役務費61万1,000円、広告料13万2,000円。広告料につきましては、北羽新聞あるいは魁新聞の火災のおわび謝罪文の広告料でございます。3、手数料、電話回線の移動で30万円、公用車の鍵の再生のために17万9,000円、47万9,000円でございます。13、委託料3,000万円、7峰浜庁舎焼失物処理業務委託料、解体撤去あるいは整地等でございます。18、備品購入費1,346万7,000円、5、庁舎火災に伴う復旧備品でございます。主なものは、戸籍のタイプライター、片袖あるいは両袖のデスク49台、脇デスク42台、事務用いす48台、書庫28台ほかでございます。6、支所及び出張所費、補正額11万8,000円、11、需用費6万8,000円、燃料費6万8,000円、灯油代でございます。12、役務費5万円、通信運搬料5万円、電話料であります。8目電子計算費、補正額3,419万3,000円、11、需用費50万円、消耗品費、主なものはプリンターのトナーあるいはデータバックアップ用DVD50万円ほかでございます。それから12、役務費48万円、3手数料、ネットワーク復旧作業48万円。

次に、8ページでございます。

18、備品購入費3,321万3,000円、3、庁舎火災に伴う復旧備品、ノートパソコン795万円、レーザープリンター234万円、工事積算システム機器一式78万8,000円ほかでございます。2款総務費2項徴税費1税務総務費、補正額583万3,000円、3、職員手当等10万8,000円、一般職の時間外手当分でございます。7、賃金105万円、日々雇用者分で

ございます。11、需用費4万7,000円、印刷製本費、これは税の納付書の印刷、あるいは払込み取扱表の印刷等でございます。13、委託料330万円、4、工図原図復元業務委託料330万円。

9ページ、14、使用料及び賃借料35万3,000円、事務機器、これはコピーの借上料でございます。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、補正額は668万円、3職員手当等一般職管理、時間外勤務手当145万2,000円。7、賃金220万5,000円、日々雇用者3人分でございます。12、役務費3万8,000円、手数料、コピー機運搬手数料。このコピー機は法務局の方へコピーをとるためにこちらから運搬するものでございます。13、委託料289万2,000円、3、25年経過及び除改副本出力委託料200万7,000円です。

4、除籍・改製原戸籍見出帳作成委託料88万5,000円。14、使用料及び賃借料29万3,000円、事務機器、コピーの賃借料でございます。3款民生費1項社会福祉費1社会福祉総務費59万6,000円、区分3、職員手当等59万3,000円、一般職時間外勤務手当59万6,000円。2、老人福祉費39万4,000円、8、報償費、敬老式記念品等39万4,000円、これは先ほどの報告にもありましたように、さきの敬老式の未交付分が残っておったものが焼失されたものがあつたものでございます。

11ページ、5、国民健康保険費110万8,000円、3、職員手当9万9,000円、一般職時間外勤務手当。11、需用費1万1,000円、消耗品費、書籍等でございます。12、役務費99万8,000円、3、手数料、国保のラインシステムセットアップ料でございます。6、介護保険費、補正額46万1,000円、3、職員手当等30万6,000円、一般職の時間外勤務手当30万6,000円。11、需用費15万5,000円、1、消耗品、この消耗品の内容につきましては介護保険の負担限度額の認定証、あるいは介護保険料の徴収のための納付書、あるいは介護保険の被保険者証等でございます。7、老人保健費3万2,000円、需用費3万2,000円、印刷製本費、老人医療費の受給者証等でございます。

12ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生費、補正額161万5,000円、3、職員手当等90万円、一般職時間外勤務手当90万円。7、賃金65万5,000円、日々雇用者65万5,000円。11、需用費6万円、印刷製本費、これはごみの出し方用の注意用の荷札等でございます。2、予防費、補正額18万6,000円、1、需用費16万3,000円、消耗品、これは消耗品はヘルスケアのバック等でございます。4の印刷製本費、アンケート用紙ほか3万1,000円。18、備品購入費2万3,000円、水銀血圧計（聴診器付）のものでござい

ます。5、埜川健康センター管理費、補正額10万円、11、需用費10万円、5、光熱水費、電気料でございます。

13ページ、4款衛生費3項水道費1簡易水道施設費、補正額147万2,000円、繰出金147万2,000円、簡易水道事業特別会計からの繰出金でございます。6款農林水産業費1項農業費1農業委員会費、補正額5万円、需用費5万円、図書代でございます。2の農業総務費、補正額27万円、職員手当等27万円、時間外勤務手当でございます。

14ページ、3目農業振興費、補正額33万8,000円、11、需用費18万円、6の修繕費、火災による軽ワゴン車の修理代18万円。13、委託料10万8,000円、4の図面等再生業務委託料でございます。7、水田農業構造改革対策費、補正額80万1,000円、13、委託料85万1,000円、2の農地地図情報管理システム再製業務委託料85万1,000円です。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、補正額404万円、3、職員手当等90万円、時間外勤務手当。11、需用費34万円、消耗品、書籍代等でございます。

15ページ、13、委託料280万円…すみません、需用費の次にトップページのところ、修繕費がございました。6、修繕費15万円、軽自動車等のバイザーあるいはドアミラーの修理でございます。13、委託料280万円、4、道路台帳復旧委託料280万円。8款土木費4項下水道費1下水道費、補正額1,846万7,000円、28、繰出金1,846万7,000円、公共下水道事業特別会計繰出金です。

次に、16ページ。9款消防費1項消防費1目常備消防費11万4,000円、3、職員手当11万4,000円、時間外勤務手当。2、非常備消防費126万3,000円、1、報酬費57万6,000円、消防団の火災出場手当でございます。2の備品28万8,000円、1、費用弁償、消防団の費用弁償です。11、需用費9万6,000円、3、食糧費、消防団員の火災当日の出場の弁償、あるいは飲み物代でございます。18、備品購入費30万3,000円、この分団格納庫設置用防滴メガホン30万3,000円。5目防災無線施設費903万9,000円、11、需用費2万4,000円、消耗品、無線従事者免許再発行関係の印紙代でございます。12、委託料168万円、3、防災無線設備復旧業務委託料168万円。15、工事請負費733万5,000円、移動系防災無線機器設置工事。

17ページ、10款教育費4項社会教育費5目峰浜文化交流施設管理費、補正額324万円、11、需用費4万円、修繕費、ドア修繕4万円。15、工事請負費210万円、峰栄館電気設備改修工事210万円、これは先ほど申し上げましたように高圧電流の設備、あるいはトランスや館内の電灯コンセント等の修理、設備修繕料でございます。18、備品購入11

0万円、電話機、新たに電話を増設しました。22台分でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第128号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） まず、7ページですね、峰浜庁舎解体が3,000万円というあれを見ますと、どのような工事をしてこの3,000万円もの金がかかるのかということですね、それから予期してないこういう災害が起きまして、そして繰越金から金をあてていくということでございますが、それによって今後の財政ですね、がどのようになってしまうのか。いっぱいお金があればいいですけども、この財政が圧迫している中において急きょこのような事件が起きてしまったことは大変残念なことでありますが、それによって今後の財政がどのようになってしまうのかということをお答えいただけます。

○議長（阿部栄悦君） 須藤財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） まず初めに解体の方の3,000万円でございますが、交付税、先ほどの説明したとおり特別交付税のヒヤリングの際には5,000万円ぐらいというような要望をしております。これについては一般の住宅の解体・整地費用、それに面積を掛けたぐらいの概要、概算ということで当初もっていております。その後、業者さんからの見積もりということでございますが、現在まだ捜査中ではございましてなかなか細く見積もりはできませんが、現在の概要というか概算ということでまず3,000万円を挙げたということでございます。これをすべて使うかどうかはまだ今後ということになります。

あともう一つ、繰越金の関係でございますが、今回1億4,000万円ほど繰越金を使用しました。これによりまして来年…昨年度からの繰越、残りが2,300万円ほどというふうになっております。当然これは想定外の経費ということになったわけではございまして、また厳しい財政状況になるわけではございますが、今回の歳入の方には保険料というものを全く載せておりません。ですから、今後保険がどのぐらい下りてくるのか、それから特別交付税についても極力お願いしたいということで今努力しているところでございますので、その交付税と保険料によってこの繰越というものにまたあてていきたいということでございます。ですから、なるべくそういう支出がならないような形で、ほかの財源をまた頑張って貯蓄するということになろうかと思っております。いずれ厳しい財政状況は変わりありません。それにまたボディーブローがというふうな状況になると思っております。



ます。

以上でございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) さっき言った質問ありますから、財政の見通し…。今後の財政の見通しと。

○企画財政課長(須藤徳雄君) 今、財政の見通しというのがなかなかできないわけですが、先ほど今言ったとおりでございますが、これからもますます厳しくなるわけでございますので経常経費のまた5%、10%というものが続いていくのかなという感じがしております。

以上でございます。

○議長(阿部栄悦君) はい、3番さん。

○3番(石塚正一君) 財政はかなり厳しいことはわかるんですが、先般、北羽に載っておりました。私も実際に直に聞いたわけではございませんが、寺田知事が全面的に応援しますという言葉が載ってございました。そのときに多分これはいろんなデータとかそういう面のバックアップをするというように私は考えておりましたが、何かその中においてまず金銭面でも少しは県の方から補助しますというようなことが、話がなされたのかどうか。八森ばかりにお金が来るということは、市町村…ごめんなさい…八峰町に来るということはほかの市町村もなかなか大変なこともあると思いますが、その点、町長等は話が新聞等に載ったようなことが実際にあって話をしたのかどうか、そこら辺のことをお聞きします。

○議長(阿部栄悦君) 加藤町長。

○町長(加藤和夫君) お答えします。

さっき企画財政課長からも申しあげましたけれども、現在、県の方では具体的な金銭的なものからいうと特別交付税のヒアリングを既にこちらの方でもやっていますので、それをですね、できるだけ急いでもらうというふうな方向での働きかけをしていただいております。それ以外に特別この火災に関して八峰町にですね、特別な予算措置をする、そういう話は今のところいただいております。というのは、やっぱりある程度ルールとかそういうものもありますし、特別というふうなわけにはいかないと。ただ、いろんな振興局を通じながら義務的な面であるとか、そういうふうなものについては全面的に運用いただいております。

それからまた、この後、町のですね、例えば庁舎の問題であるとかそういう具体的な問題が出た際はですね、この財源についてのいろんな相談とかですね、そういうふうなものについてはこちらの方の方針が決まり次第、また県の方と相談していくというふうになると思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 私からも今の焼失現場のことに関してご質問をさせていただきます。

当日、現場も見ました。大変な状態になってたわけですが、すぐその後で役場の庁舎内には住民のプライバシーがいっぱいあるわけで、先ほどの町長の答弁では現場の片づけができないし、おそらく警察の捜査が終わらないうちは手をつけられない状態だろうなと思いながら過ごしてまいりました。ロープを張って簡単に入れなくなっているわけですが、私の今までの火災現場の片づけの経緯からして相当燃えたようでも書籍は残ります。路面燃えても積み重ねたものは、中身はほとんど残っている状態にあったのは過去の私の経験です。そういう意味からすれば、もう何十日もあそこにそのままの状態、もしだれかが意図的に見ようとすればプライバシーが見れる状態でないのかなという心配をずっとしておりました。また、今のこの予算ではおそらく片づけは業者に任せるんだらうなというふうに思います。がれきは別として、そうしたもののことまで目が届くのかどうか、あり得ない話ではないと思いますので、その辺のことをどういうふうに考えておられるのか。また、現在の状況ですね、全く見るも手をつけるもしてないのか、ある程度はそうしたところは、プライバシーに関するものは探し出せる状態、あるいはチェックできる状態にあるのか。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。

現場を見ておるといようなことでございますのでご理解いただけたと思いますが、ほとんどがプライバシーの侵害をするような現場でないぐあいに私は思っております。ただ、簿冊とかですね、例えば県から来たチラシとかああいったものをなかなか重なってますと燃えにくいので、そういうのは残っているのを目で見てもおりますけれども、残された書類の中で今言ったようにプライバシーに関するような資料というのはほとんど残されておられませんので、そういった心配はなさらなくてもいいんじゃないかなとい

うふうに判断をいたしております。

○議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 俺方でいえば全部下から掘っけ返えして見て、例えば机の下だとかなんかの下になって燃えてないもの、結構相当燃えたようにも、それは残るんですよ。ですから、その作業をできてあるのかどうか、全く手つけないでそのまま外から見えないう状態なのか、中に入ってそういうところをチェックしたのかどうか。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） 舌足らずで申しわけございません。いずれ底の底まで全部掘り上げてですね、捜査をしておりますので、先ほど私がお答えしたような内容で結構だろうというように思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） さきほど町長の行政報告の中で、まだ火災原因が特定されていないところありましたけれども、警察による実況検分は終えたのかどうかその上での今回の解体撤去・整地等の予算措置なのかどうか、そのことについてお聞きします。

それから2つ目として、今回の火災によって近隣住民には多大なご迷惑をおかけしたわけですが、特に薩摩さんのお宅に対してはすぐ造ったばかりの車庫の屋根トタンが熱によってめくれるというほどではないんでしょうが、水かけられたり、かなりの被害を受けたわけです。それに対して町として何らか補償する考えはあるのかどうか、その2点についてお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

1つの火災原因の関係ですけれども、これは先ほど来申し上げているとおりで、警察の方で今捜査をしている段階で原因は特定には至っておりませんので、まだ発表するだけのものではないというふうに伺っております。

それから実況検分そのものについては大方はですね、現場から採取するものとかいろいろそういうものは終わったようでありましてけれども、それらの分析であるとか、状況によってまた補強するのか、そういうこともありまして現場をそのまま保存するというふうなことです。先ほど申し上げたようにまだ1、2週間はかかるでしょうというのが警察の見解でございます。

それから、おっしゃるとおり近隣ですね、方々に非常にご迷惑をかけました。駐在

所、そしてまたさっき申し上げられた方にもそういうふうな状況あるわけですがけれども、町として見舞いという形でのものは既に差し上げておりますけれども、補償となりますとこれはまたひとつ問題が別でございます、心情的には非常に我々もつらいもの、あるいは申しわけないなという気持ちがあるわけでございますけれども、現行の中でそういうものをやれるものがあるのかどうか、今いろいろ調べてはいるんですけれどもなかなかそれに該当するような状況にはなっていないと。特に出火法の関係とかございまして、特別今の段階でこういうふうなものというものはですね、申し上げられるような材料は残念ながら今のところはないということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。はい、5番さん、佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 今回の火災の消火に関連してなんですけれども、当日の消火活動の際にですね6時半ころにはもう重機が入って、あるいはその前の時点で消防署員、団員の人がいてぐち持って深さ一番燃えている部分を全部こう現場を処理してあったと。あれはやっぱりこう何か今の原因究明に非常にやっぱりマイナスになっているのではないかと。あまりにも、消火活動にやむを得なくて重機でトタンをよせてあったのか、その辺の指示系統が、あるいは処理が正しかったのかどうか、やはりちょっとこう疑問になって、そんな町民の方々からそういう話を聞いたわけですがけれども、先ほど全協で見上さんが町民のうわさって言ってましたけれども、そういううわさとか町民の声は大事なことだと思います。だから藤里の事件の例を見ても、町民の声をきちっと警察が把握すれば、2次災害はでなかったと思います。そして結果を見てそれがまあやがて教訓となってくるわけですがけれども、やはり町民の声としてじっくり聞いてほしいなと思います。ですから、それ以外にも、以前に役場庁舎の以前に火事の偽りの通報もあったりとか、ある程度事実があったわけでありましてけれども、そういう声があるわけでありましたから今回の火災に関していろんなうわさ、町民の声はたってるわけですがけれども、消火活動が正しかったのか、ちょっとあまりにも拙速すぎたのがあったのではないのか、それが原因究明の遅延になっているかなと思いますので、それに対して何かありますか。

。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

当日、私も連絡を受け現場にすぐ急行したわけでございますけれども、一つはもう消防本部の方でいろいろ指揮をとって消火活動にあたっておったわけですがけれども、その

中で2階部分の屋根が落ちたということで、その屋根を除去しないと下の方の消火ができないという状況で、町の方の重機の出動もやったわけですが、ただ、物理的に町のものでは除去できないという、そういう状況がございました。それと合わせて、当日、業者の方で何か困っていることあればボランティアで私の方すぐやりますので何かありませんかという、そういう申し出も受けました。当時、現場ですけれども、そういう中で、たまたま消防本部からのそういう対応の依頼もございましたので、町のものに合わせて釣り上げるものをですね、必要だということで急ぎよそれをお願いしたということで、一切これはボランティアでやっていただきましたので契約行為とかそういうものとは関係ございません。そういうことで、非常に助かったなというふうに思っております。

それから付け加えておきますと、建設業協会の方でもこの後火災に限らずですね、いろんな災害あるわけですが、その際に連絡を受けた際は機動的に自分方としてもいろいろ援助していきたいという、そういうことでシステム化したものを何かあればいいんじゃないかという提案も受けておりますので、そういう点についてはこの後もっと検討していきたいというふうに思っております。

それから佐藤議員がおっしゃった、この火災の以前にも偽りの通報があったのかどうかという話はですね、私今初めて聞きました。果たしてそれが真実なのかどうか。もし真実だとすれば、当然、通報があったその先の情報として警察の方にも行っていると思いますから、そういう角度で調査をされるものと思います。ただ、さっき見上議員にも申し上げましたけれども、うわさはこれはいろいろ言うのは勝手でありますのでいろんな形で出るとは思いますけれども、やはり事実と科学的な根拠に基づいて判断をしていくというのが正しいやり方だと思いますので、そういうものに惑わされないでしっかりした判断をしてもらうように警察の方にも話はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほど全協でも言いましたけれども、2週間、1週間後に原因がはっきりわかった場合に、町としてはどのように町民にこのことをお知らせするんでしょうか。それと教訓も含めてどのような形で公表するのか教えてもらいたいと思います。

それと、10款の教育費のところの社会教育費、峰浜文化交流施設管理費ですけれども、

ほとんど日々雇用が入っているんですが、もう日々雇用は入っておりません。先ほども言いましたけれども、1日置きの掃除婦、おばちゃんで大丈夫なのかどうなのかということ、それと庁舎全般にわたってですけれども日々雇用の方々の仕事いろいろあると思うんですけれども、たばこの吸い殻の管理はどのようになっているのか、その捨て方、手順、それを教えてもらいたい。最後にどのような始末をしているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと峰栄館ですけれども、2階の方にシャンデリアがありますよね。シャンデリアがあのままの状態でも照明として使うのか。仕事をする場合にちょっとシャンデリアを変えた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の考え方を伺いたいのと、それから先ほど全協の中で休憩室、職員の休憩室に畳の部屋を利用するということですが、すると峰浜の町民の方々は何かあった場合に、利用したい場合はホールしかないわけですね。今後のサークル活動とかいろいろな活動に支障があるのではないかなと思うんですが、その辺をどのように考えておられるのか。分散したことによって建設課とかいろいろ入ってるんですけれども、皆さん、町民の皆さんすべて車を持っているわけではないんですよ。八峰町、八森地域の人たちが庁舎を回って歩かなければならないときの定期的な循環バス、これを考えていないのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず最初の原因の関係なんですけれども、これは発表は警察の方で行うと思います。うちの方で発表するわけではございませんので、それを待つしかないというふうな状況でございます。その原因がわかった際の対処でございますけれども、いついかなるときどういう内容で出るかにもよるわけでございますので、それを見極めてからということになると思います。

それから峰栄館の関係の中身の問題については、今、担当の者から話をさせますし、それから一番最後のバスの関係についても担当から話をさせます。

○議長（阿部栄悦君） 教育委員会は誰が答えるんですか。福司公民館長。

○峰浜公民館長（福司和明君） 峰栄館の関係ですが、婦人研修室、休憩所に使っていたという中でサークル活動に影響がないかということではありますが、これは畳の部屋につきましては、お昼、職員がごはん食べて休むという時間にそれをあてているということでもあります。ですから、講座関係で使うという中では職員はそこにおりませ

るので、これに影響ありません。

それから2階の方のシャンデリアですが、指摘されているとおり非常に会議、事務室用につくられておりませんので会議用につくったところでありますので非常に暗いシャンデリアになっております。これを全部撤去しまして何といたしますか事務用の明るい照明機具を取りつけるということにしております。

それから掃除婦の関係ですが、1日置きに来ていただいてやっておりますが、今のところそんなに汚れているというふうな状況でもないので今のところこのままでやっていきたいなというふうに思っております。

それからたばこの管理につきましては、勤務内については私含めて職員が勤務内にそういうたばこの状況等管理調べながらやっていきたいと思っておりますし、退庁後につきましては宿日直の方からそれらの残り火ですか、そういうものを管理をひとつお願いしていきたいなというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 次に、須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 巡回バスの件でございますが、巡回バスに限らずこれからの八峰町、交通弱者に対する対策というものが考えていかなきゃならない課題になっておりますし、先日の総合振興計画のアンケート調査というもの、まだこれ公表してませんけれども、その中でもバス関係についてアンケートを取りました。その中で町内の巡回バスというよりは能代市を含めた形のバスがあればなという意見が非常に多かったというふうに私は記憶しております。ということで、今回の件につきまして含めながら巡回バスがよろしいのか、それとも前に話がありましたデマンド型がよいのか等々についてこれから早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。関連ですね。

○14番（見上政子君） はい。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 峰栄館のたばこの始末は聞きました。八峰庁舎のたばこの始末の仕方を教えていただきたいと思えます。

それと、町長が警察の発表なのでということで町の責任としての発表はあまり積極的に考えてないようですけれども、やはりこれはもう既に1億4,000万円のお金がもう一般財源から出るわけですし、原因はどうなのかということはやはり町民の一番知りたい

ところで、それに対して町はどういうふうを考えているのかということは、これは当然警察の発表があるからということだけでは済まないと思います。やはりその辺を積極的に、町の考え方、これからの対処の仕方をはっきり公表するべきだと思います。その点について。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

先ほども申し上げましたように、私の方で原因究明してですね、発表するようなそういう状況でないで、これはそういう捜査とか原因の発表は当然警察の方だと思います。ただ、それがですね、どういう内容で果たして町とのかかわりの中でどのような形で扱ったらいのかという点についてはですね、内容を十分待ってですね、それから対応したいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 次に、皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） たばこの吸い殻の処理についてお答えいたします。

パートのおばさんが来てくれておりますので、喫煙室のところを中心にですね、全部大きいバケツに入れていただいて水をかけるなどして危険性が伴わないように処理いたしております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） このたびの火災は突発的な事故で大変、職員の皆さん、町長初め職員の皆さんからご苦労されていると思います。その中で、当日に議会に説明会はありましたが、ここ1カ月、間もなく1カ月になろうとしております。この間一度も説明がなされませんでした。私はこの間に議長にも2回ほど状況説明でいいんだと、結果は刻々と変わっているんだから状況説明でいいから説明会を開いてほしいということをしり込んで申し入れてきました。そのことに対して今、今日初めて開かれたわけですけれども、一般の町民からはさまざまな、先ほども申し上げられたとおり、うわさやら、あるいは心配事やらあるわけです。それに対してやはり町長の方から少し早く何らかの形で説明をしていただき、また、刻々と変わる内容についてはそのつど説明していただくと、そういうことを望んでおったわけですが、町長の方では議会に対する説明責任、あるいは議会軽視というようなことも私運営委員会の立場としては考えられます。その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、このたびの火災で死亡事故が残念ながら起きたわけですが、これも勤務中



の事故になりますので何らかの補償とか、あるいは見舞金で済ませるのか、何か考えていることがありましたらお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

3日の日に起きて4週間経って、今その中間の話が全然伝わっていないという指摘を受けました。そう言われれば中間にありませんでしたので、その点についてはおわび申し上げたいと思いますけれども、ただやっぱり火災後の対応からしますと現場に対する対応、それからまたとにかく町民サービスをいかにして確保していくのかというそういう体制をつくること、そしてまた今日専決処分の議案も出しましたけれどもこの中身をですね、やっぱりある程度まとまった段階できちっと出すという作業などいろいろ通常にはない業務がですね、たくさん、盛りだくさんありまして、私の方でも中間でですね、そのつど申し上げればいいんですけれども、そういう時間的な余裕などもなかなかとれなくて非常に申しわけなかったなと思ってます。次第に平常にですね、戻るようになってきましたので、この後またいろんな機会を通してながら今後の状況についてはお知らせをしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから宿直員の関係ですけれども、はっきり職員ではないという状況にもなります、委託されている状況なので、そこら辺の扱いについては大変難しいわけがございますけれども、私らも仕事の途中ということも考えながら職員に準じた形でのお見舞金などはですね、差上げたし、それからまた葬儀の際とかいろんな形で我々も出席をしながらできる限りの弔意を示したというふうなことでございます。現段階ではっきりこれこれの補償というふうなことで特別なですね、補償するそういう制度的なものとかはございませんので、できる範囲内でうちらも最大限の弔意を示したということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。13番木藤 實君。

○13番（木藤 實君） この後の状況は日々変わっていくということですので、その説明をまず頻繁に教えていただきたいと思います。また先ほどらしいの仮庁舎の話、あるいはバス、巡回バスの話も出ておりますが、それらに対してもやはり仮庁舎の方は職員内のプロジェクトチームが3回ほど話し合いをもったとかという、先ほどお話もありました。刻々とそういう話を議会とも協議しながら進めていっていただきたいと思います。

それから消防の執務手当ですか、これが予算で載っておりますが、当日の執務した分

団の数、または団員数などもわかりましたらお知えていただきたいと思います。というのは連絡体制がどうなっていたのか。私も当日現場に行きましたけれども、現場から戻って実際に起こした団長もおりました。全然連絡なくて知らなかったと。だから携帯に連絡したのか、あるいは家庭の電話に連絡したのか。携帯は寝る時になると車に置いたり、身から離すこともあります。その体制がちゃんとできてあったのかどうか。お伺いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 前段の関係については先ほどの全協でも申しあげましたように、庁舎の扱いをどうするかという問題は、この後の対策を講じる場合に非常に大きな問題になると思います。そういう意味で、町としてだけではなく議会の皆さん方とも十分協議しながら、方向付けをできるだけ早くしていかなければならないと思っておりますので、今日の中でですね、結論まではちょっと無理だと思いますので、いづれ相談をしながら日を改めながら、そういう問題は早期に詰めていく。その中でいろんな付随する問題が発生すると思います。例えば、新しく庁舎を造るといった場合にはそれなりの対応が出てくるだろうし、また、仮のものを建てるとすればそういった対応のものが出てくるだろうし、そういうのを整理しながら、皆さんともご相談していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。消防団の出動関係については、総務課長から話します。

○議長（阿部栄悦君） 皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） お答え申し上げます。まず火災に出動した団員数ですけれども、192名の団員のみなさんからご協力をいただいております。これに合わせた補正予算が今回計上されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、連絡体制であります。夜間の火災の場合は、本来であれば防災行政無線でご連絡申し上げるのが筋であります。ところが、ご案内のように防災無線設備が入っている棟もあの通り火災にあつて防災無線での連絡が不可能になってしまったということでもあります。したがって、私どもから分団長宅に直接電話したということは、一切していません。ですからここらふきんもさきほどもありました危機管理のこの後のあり方としてですね、いろいろ検討していきたいと思ひますし、その結果、先ほど町長が行政報告で申し上げたように、広域消防本部の方から直接まず分団長の方へ、連絡をしてそれが即出動命令だという体制を行政無線ができる間まで体制をつくっていきたくて思ひます。以

上であります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問はないですか。4番今井一政君

○4番（今井一政君） 先ほどらい町長が、この新庁舎もしくは仮庁舎について、もうすこし時間が欲しいと答弁されていますが、住民側の立場、心配をされるのは、その時期問題だと思います。やがてにはと住民の方々も思っておりますが、それがあつて程度時期の目途、それもひとつある。概略でかまいませんので、そうふうな問題。それに伴いまして、防災無線の設置場所とかいろいろな関連がすると思つています。そういうことで、概略的な庁舎なのか仮庁舎なのかひとつお願いします。それと、もうひとつは今の焼け跡の処理の金額が3千万うんぬんですが、それももう少し、これは発注しないと差額はでてこないのかもしれませんが、もうすこし大きすぎる金額ではないのか、予算要求の根拠を知りたいと思つています。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほども申し上げましたが、この庁舎の問題は非常に大きな問題でございます。9月の議会でも福司議員の方から庁舎建設はやはり早めるべきだ、やるべきだと、そしてまた町長に対して八森庁舎か峰浜庁舎か真ん中付近がいいのではと、3択でどちらなのかと質問を受けましたが、あつての際は、火災がある前ですつて私も今、その位置関係だけについて話していくのは適切ではないと、答弁は差し控えましたが、ただ状況の変化、大きな変化だと思つています。これを受けたかたちで、今後のあり方を考えていかなければならない。例えば、仮庁舎を建ててやがてまた新庁舎を建てれば二重に経費が掛かつていくという問題もあります。それからまた、今回新築する場合は、保険の適用についても限度額まで受けられるという状況もござつています。それから庁舎の今の状況からすると将来的にはやはり一本化しながら、効率的な運用をしていくのが良いんじゃないかという報告が、ある程度出されていると思つています。そういういろいろな状況を考えていかなければないと、この間庁舎内の検討委員会ではそこらへんもいろいろ論議もしまして、将来的な課題としてきたけれどもこういう現実を踏まえながら、できるだけ早期に一本化して、本庁舎で併設をしながらやつた方が良いんじゃないかという意見が大半を占めたところでありまして、もちろん私も今現在どうなのかと問われれば、その方が良いんじゃないかなとは思つてはいますが、ただこれは議員のみなさまがたとか、あるいは住民の意向も聞きながら結論を付けていかなければならない問題でありますし、そこらへん充分今日の場合でだけでは議論つかないと思つていますので、よつてこの問題

については詳しくみんなと話をしたいなあと思っています。おっしゃるとおり、これによって今防災行政無線も、個別受信機やると、本体をどこに置くのか、どういう形でとか、いろんな問題がそれによって付随して出てきますので、そういうことも全部絡んできますので、検討していきたいと思っています。被害額の発表をする段階でいろんな今後予想される経費の中で特別交付税の対象になる、そういうひとつの要因として挙げるひとつの資料の中で5,000万円という、さっきお話ししましたけれども挙げましたけれども、ただ、いろいろやる中ではもう少し縮めることはできるんじゃないかと。ただ、今現場ですね、入って、もう少し細かくですね、やれるような状況であればいいんですけども、まだそういうところまで行っていませんので、いずれもう少し業者との話をしながら見積もり等出していただければ抑えることは可能だと思います。そういうものにはもうちょっと時間がかかると思いますので、まず今までの状況の中ではこの概算この程度挙げたということでひとつご理解をしていただければというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 上下水道課長にお伺いします。火災が起こったときですね、消火作業をスムーズに行うためなのか、それとも消火のための水量が不足したための措置なのか、その点はわかりませんが、私たち、私の住んでいる部落の方に回ってくる水の方止めたのか絞ったのか、そこら付近は私も知りませんが、朝それこそ炊事作業を行うというとき水が出ないということで、その火事あったのを知らない人は水道が壊れたんだと思ってた方もいらっしゃったようで、それでもらい水に走ったりされた方もあったようでございます。私が以前峰浜の議会において下水道事業を推進する上において、それに伴う水、水量は十分なのかという質問をいたしました。そのとき貯水槽もう一つつくるし、水量的には十分間に合うという答弁でございました。今回は緊急的にスムーズに消火作業を行わなきゃならんということでとった措置だろうと思います。それはそれでやむを得ないことでありますけれども、その後、住民に対して今回火災においてこうこうこういうことで水をうちの方に来なくなったんだというような説明等一切なかったわけですね。本来であれば当然、住民に迷惑をかけた、おかけしたわけですから文書でもですね、広報に入れるも、それをひとつ記載していただきたかったなど、こういうのが私の正直な気持ちでございましたので、今後、今なってしまうと時期を逸したわけですが、今後こういうことがございましたらやっぱり住民にそれなりにちゃんとその後の説明なされるべきだと思うんですが、その点についてひとつ見解

をお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） いずれ当日の状況につきましてはご存じのとおりでございます。今、最後の方にご指摘ありました町内の沢目地区の600世帯に影響が出たわけですので、確かに言われるとおり、その後の課の処理としてそういう方々に説明なりおわびの文書を出すべきだったかなと反省しております。以後気をつけます。

○議長（阿部栄悦君） はい、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ちょっと補足しておきますけれども、まず今回は消火のために大量の水が使われたということですので、平常の下水道とかについては影響ありません。それからもう一つは、今回合併を機にですね、八森地区の簡水と峰浜地区の簡水の管を接続しました。したがって、こういう緊急事態に備えては、もし必要な場合はそちらの方からも可能になるというふうなことでやりましたので、そういう面では従来より補強された形で今後は対応できるんじゃないかと思っておりますので、その点も合わせてご理解をいただきたいといいます。

それから事前に話しなかったことについては、本当にまことに申しわけなかったと思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山あつ子さん。

○6番（丸山あつ子君） 敬老式の記念品の未渡し、まだ渡してなかった分が出ていますが、火事は10月早々の火事で敬老式は9月の中旬でしたよね。これはどうしてそれまで出席できなかった人たちにお渡しできなかったのでしょうか。そして、それがささいなことであっても住民サービスという住民側の気持ちの受ける面においては大きなことになっていくと思います。

それからもう一つは、今、峰栄館を庁舎の代わりに使っていますけれども、今までは峰栄館は夜分どういう講座、どういう学習、どういう集会でどのほど使われていたのか私たちには実態はわからなかったんですけれども、これもやはり宿直制でなくて一定の時間まで見回りを置いても、警備のシステムに切り替えていくのがいい方法でないかと私は思うんです。新しい庁舎ができるまではどのくらいの期間で各課も入って公務に使われるのかわかりませんが、いろいろなこれからの万が一ということも考えても、やはり警備システムを考えることも必要でないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 敬老式の記念品の関係でございます。敬老式終わった時点ではいいですか、その前からですが、敬老式の記念品については八森庁舎、それから峰浜庁舎に取りに来ていただきたいということで通知を出してあったところでございます。それが9月いっぱいですか待っております、2日になりました今週中に来ない人に渡さなければならないよと言っていた矢先の火災でございました。そういうこともございまして、今回のこの反省としまして記念品、敬老式終わったらその日のうちに配達するような方法をやっぱり考えなきゃならないということで今反省しております。ちなみに申しますと、峰浜の場合は敬老式終わった当日、職員で回って配達した記憶がございます。そういうふうなやっぱり方法をとらないとだめだなということで猛省しておりますので、ご勘弁を願いたいと思います。再発注いたしまして我々方で再配付したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） その後の対応としては。

○福祉課長（佐藤 弘君） 今この予算の方に不足分といえいいですか計上しておりますので、それをでき上がり次第、配付したいと、こういうふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。福司峰浜公民館長。

○峰浜公民館長（福祉和明君） 公民館でございますが、峰栄館の宿日直、これを警備に切り替えたかどうかというようなことでありました。これについては教育民生委員の方からもいろいろ指摘されて出されております。これにつきましては、宿日直の方にもお願いしているのは峰栄館と、それから向かいの田中の改善センター、それから老人憩いの家といいますか「観峰荘」、これの3つを含めて宿日直の方にもお願いしてやっております。これについては、警備についてはそれこそどのくらいそうすればお金がかかるかということで見積もりも取ってございまして、それについては最終的には警備保障が本当にいいのではないかなとは思っておりましたけれども、この庁舎の火災によりまして宿日直の方ですね、祝日・休日の関係で戸籍の関係、特に結婚、あとは死亡の方が出た場合に峰浜地区においては宿日直の方にその対応をお願いするという事なども出てきてまして、これについては今しばらく宿日直の方にもお願いできればなということで今私の方では考えているところであります。そういうことですのでひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 焼失された廃棄物の処理ですね、この受け入れ先、処理場ですね、これがどこになるのか。委託契約をした業者に任せるということであればそれで終わるわけではありますが、例えば公共の建物でありますから南部の焼却場にお問い合わせするか能代市の日影の一般廃棄物の処理場にお問い合わせをするというようなことですね、減免措置を図っていただいてもお金がかからないような形で処分するというようなことが考えられないのかどうか、これをひとつお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、この中に整地というのが含まれておりますが、大きく土盛りをするような整地ではなくて黒い焼け焦げたところをですね、土で覆うような整地ではないかというふうに思います。大したかからない金額ではないかと思いますが、この整地についても少しお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。はい、須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

まだ処理施設等についてはどこにするかというものは決めておりません。須藤議員がおっしゃるとおり、なるべくお金のかからない方法で実行すべきというふうには思っております。

それから整地についても内容的には普通の土で整地するぐらいのものと考えております。特段大きく土盛りするというふうな方法ではないと解釈しております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） この処理のですね、見積もりがまだ正式に出てないというようなことでこの予算を設けたということではありますが、やはりそういう処理の行き先、金額、そういうものも大体のところをですね、つかんだ形でこういう予算措置をしないといけないのではないかというふうに思います。今、企画課長からお話を聞いたところでは全く根拠のない予算措置でないのかなと。整地にしてもここに書いておりますけれども、今言ったように大きなそういう土盛りのようなことではないということでもございましたし、3,000万円の予算措置というのは非常に漠然とした、このぐらい大きく盛っておけば大丈夫だろうというぐらいの形でこういう予算措置をしたものではないのかなというふうに今思っているところなんです、やはりある程度の部分をですね、しっかりつかんだ形で予算措置を我々の補正予算に挙げていただきたいというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどから何回もこのね、金額等についてご質問受けていますけれども、はっきり今申し上げたような形でなかなかもう少しやると本当詳しい中身で出せてあったと思うんですけれども、ただ現場の状況も中にですね、好きなように入ってやれる状況でもまだないものもございまして、十分そこら辺がつかみ切れなかったということはご理解していただきたいと思います。

それからちょっと私今考えて、さっき佐藤議員からの質問でもございましたけれども、業者とかそういうものについては今のところ全然まだ決めているわけでもありませんし、これからいろいろ話をしていく段階ですので、今さっき申し上げられたいかに安上がりの方が考えられるか、そういう点についてももう少し私の方で突っ込んでですね、考えていきたいと思っておりますので、当初報告するときですね、5,000万円とか挙げましたけれども、大つかみで挙げたという経過もあってですね、状況、ある程度の知識の中ではもうちょっと少なくて済むということで3,000万円という予算を挙げました。指摘されれば確かにもう少し具体性がないということですので、十分仕事にあたってのそういうふうなものを詰めてやって行きますので、ご了解をしていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 1点だけ確認したいと思いますが、戸籍に関してですね、全協で取り上げたわけですが、11年度までこれが復元できるという説明をいただきましたが、その後、時間をかけてでもですね、峰浜地域の戸籍の関係を復元できるんだという、そういう方向、考え方でよろしいでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津町民課長。

○峰浜町民サービス課長（嶋津宣美君） 先ほどの説明の中にありましたけれども、法務局さんの方にマイクロフィルが11年度に報告なったものがありました。これは既に現像しています。これをベースにして、今議員が言いましたとおり、それ以降の年度に報告しているものをそれに加除していくと。それを打ち込んでいくということで法務局の方から了解を得ましたので、思ったよりは時間的には短縮になるのかなと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（柴田正高君） 休憩してください。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時45分 休 憩



.....  
午前11時48分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩に戻って本会議を再開いたします。

3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほど佐藤議員の方から質問が出された中で町長が多分1点答弁漏れがあったと思います。私も本来ならば聞こうと思って今日まいりましたが、佐藤さんから何点か火事のことについて質問ございましたが、もう一度繰り返して聞きたいと思います。

先ほど朝行ってみたら全部片づけてあったと。なぜこういうことをしたのかということを知りましたら、屋根が落ちてきて下がくすぶってまだ燃えてあったから寄せてもらったと。そして火をかけて鎮火したんだという消防の話でございました。町長も先ほどそのような答弁でありましたが、本来ならばまた別なところに災害が起きれば困るんだからそういうことをしなきゃいけないんですけれども、まず警察が来て普通ならば現場検証する前に片づけるということは、大変ちょっとこう重い意味があると思います。それで、さっきは町長は、いや、業者の人がボランティアでやってくれたんだと、それはそれとして別にいいことなんです。けれども、あれをローダーで全部ある程度のところを寄せ、そしてそのそばにあった遺体でも触れというようなこともございましたが、そのことが今回の現場検証の中で原因がなかなか究明ができないということは、それが原因でこういうことになったんじゃないかということは警察の方からそのような話でございましたかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいんですけれども。本来ならば現場に行ったら絶対触るなよと、そういうのが認識であったのにもかかわらず、いくら業者の人がボランティアでやってくれるんだといっても、そこは何かの処置の仕方があったんじゃないかなとこう思います。先ほど佐藤議員のお話と重複しますが、その点何も答弁なされていなかったもので再度お聞きします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

消防の現場というのは我々の、消火活動については我々の指揮でやるわけでありませんので、消防本部の指揮です。さらにまた現場に警察も来ていますので、そういう中で指示を受けながらということになります。消防本部の判断として、まず第一に消火活動ということで、その消火活動をスムーズにさせるために落ちた部分を寄せないとかな

か消火を鎮火させることができないというそういうことで、町の方に対して何か町の重機とかでやっていただけないかという要請があったので、私の方でその手だてをしたと。役場である機械だけで対応できれば、もちろんほかには要請しなかったわけですが、それではできないというそういう状況がありました。それとそういう話もあったので、それじゃあひとつこういう緊急に今やらなきゃいけないということでお願いをしてやっていただいたという経過でございます。そのことが現場検証に支障があったのかどうかという話は一切警察の方からも話はされておられませんし、それは支障ないものというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第128号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第128号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第129号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第129号、専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成18年10月30日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第41号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり

専決処分する。

平成18年10月3日

八峰町長 加藤和夫

平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ147万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,803万4,000円とするものでございます。

5ページにより説明申し上げます。

歳入、4款繰入金1項一般会計繰入金、補正額147万2,000円、計3,443万8,000円、一般会計繰入金でございます。

次に、6ページでございます。

歳出、1款管理費1項総務管理費1目一般管理費、補正額147万2,000円、計4,418万2,000円。節の説明であります。需用費につきましては印刷製本費、検診用の用紙ほかでございます。委託料につきましてはシステムの復旧委託料でございます。峰浜分でございます。内容であります。データの復旧作業65万円ほかでございます。18、備品購入費であります。峰浜分の料金システムの購入でパソコン本体17万円ほかでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第129号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第129号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第129号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第130号、専決処分事項の報告について（平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第130号、専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成18年10月30日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第42号

#### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。

平成18年10月3日

八峰町長 加藤和夫

平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の補正であります。既定の額にそれぞれ1,846万7,000円を追加し、総額をそれぞれ8億4,798万3,000円とするものでございます。

5ページによりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額1,846万7,000円、計3億3,395万1,000円でございます。

次に、6ページでございます。

歳出でございますが、1款事業費1項総務費1目一般管理費、補正額が43万7,000円でございます。これにつきましては、日々雇用者として1人4カ月分お願いしております。分担金等のデータの調査入力の関係でございます。

次に、1款事業費3項特定環境保全公共下水道事業費の八森分でございます。補正額1,250万円、計1億257万2,000円。13節委託料であります。下水道台帳の作成業務委託であります。管渠23キロメートル分のシステムの作成でございます。次に、備品でございますが下水道台帳用の備品、パソコン・プリンター等でございます。

7ページの沢目処理区関係であります。補正額553万円、計2億7,412万6,000円でございます。3節の職員手当等であります。時間外関係でございます。次に、11節の需用費であります。消耗品、これは法令とか実務必携の図書関係でございます。13節委託料の500万円、これにつきましては下水道台帳の関係でございます。管渠の11キロメートル分のシステムの作成という内容になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第130号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第130号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第130号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第131号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 議案第131号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

平成18年10月13日に指名競争入札いたしました八峰町立水沢小学校プール建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するために八峰町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますけれども、八峰町立水沢小学校プール建設工事でございます。契約金額は、6,978万3,000円でございます。

契約の相手方でございます。八峰町峰浜高野々字高野々43番地1、高田住宅工業株式会社、代表取締役 高田金道でございます。

支出科目でございますけれども、平成18年度一般会計 10款教育費 2項小学校費

9 目水沢小学校プール建設費でございます。

提案の理由といたしまして、八峰町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でありますので議会の議決を要するためでございます。

お手元に配付しております図面をごらんください。

現在の水沢小学校のプールは国道を挟んだ反対側の沢目子ども園の西側の方にあります。これを小学校体育館の南側に隣接して建設するものでございます。

2 枚目の図面をごらんください。

プール本体はFRP工事でありまして、25メートルコース4コースと低学年用のプールがフェンスで挟まれているという、そのような構造になっております。この夏、子供がプールの排水口に吸い込まれて死亡するという事件が発生しましたけれども、このプールは排水の金具が二重構造になっているばかりではなくですね、排水口を9カ所に設けまして吸い込み圧力を分散するという仕組みになっております。

以上、ご協議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第131号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 。

○議長（阿部栄悦君） マイクをお使いください。

○11番（柴田正高君） この設計業者の選定にあたっては、どのようにされたのか伺います。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） ご質問にお答えします。

これは町内の1級建築士を指名しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今の説明ではちょっとわかりませんので、もう少し詳しく、随契なのか、それとも何社かやってプロポーザルみたいにしてやったのか、まるっきり指名競争なのか、そこら付近について説明を求めたわけ…つもりですが。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） これはですね、指名競争入札で2社……。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前12時05分 休 憩

.....

午前12時07分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を再開いたします。

伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 大変失礼しました。指名競争入札で4社指名しております。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） そうならですね、ちゃんと工事業者はこういうぐあいに入札調  
というのを私たちの方の手元にね、資料を出しているわけですよ。設計業者に関しても、  
同じようにこういうぐあいに出すべきじゃないですか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 大変申しわけありませんでした。この次からは設計業者  
についても提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 後日、それ出せるべ。今…。

休憩いたします。

午前12時09分 休 憩

.....

午前12時13分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

お答えを求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 1級の、建築基準法の1級を持っている業者ということで4社指名しております。成田建設設計事務所、それから佐々木設計事務所、それから設計集団環共同組合、大高設計社、この4社を指名しております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 何かと全国的にプールの問題が騒がれた時期でございましたので、こちらから設計にあたってこういう点について注意して設計してくださいとかという、そういう要望、注文等ございましたかどうか。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） ご質問にお答えします。

先ほどご説明いたしましたとおり夏に事故がありましたので、吸い込み、排水口の吸い込みについてこちらの方では子供が吸い込まれないような装置をとということで注文しております。

○議長（阿部栄悦君） 11番。

○11番（柴田正高君） プールの大きさ等につきましては、当然利用する児童数の数で大体基準が決まっているんだと思うんですけども、そこら付近も少し説明してください。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 生徒数で水面積が決まってきます。この水面積は280平米ということで、普通のコースですと最深部が1メートル10ということで、これでは低学年、前に水沢小学校プールでは子供用のとといいますか、低学年用のプールも別がありましたので、高学年用の1メートル10の、最深部1メートル10のプールのほかに低学年用、最深部が70センチのプールを合わせてみたということでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん。

○11番（柴田正高君） ちょっと私の今の質問とちょっと答弁がずれたような気がします。児童数何名に対して何ぼの容積とあって、こういう基準があるはずだと思うんですね。だから水小の利用児童数でこのくらいのプールがなったんだというなら、答弁であれば私も納得するんですけども、この児童数何名に対してどのくらいの容積かという基準があるはずだから、それについて説明してくださいと私今言ったはずなんです。

○議長（阿部栄悦君） 伊勢学校教育課長……休憩いたします。

午前12時16分 休 憩

午前12時23分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

答弁を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） お答えします。

前の水沢小学校のプールは25メートルということで、今回も長さは25メートルです。



それで生徒数につきましては、まず4コースという普通のコースをとったわけです。それに低学年用のプールということで約2コース分をこれに加えております。これは補助事業でございます、これを補助を発注する前には県の方に補助金の申請とかいろいろ設計協議等を実施しておりますので、過大な設計とは思っておりません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回のプールの建設ですが、おそらくこれから工事をするということになると年度内完成だとすれば一番寒い条件の悪いときにまたコンクリート工事が行われる。以前にも何回となくこういうことを話してきましたが、行政でやる工事、ほとんどが新年度に入ってからいろんな段取りを踏んでくると早くても今の時期、あるいは寒くなって雪がちらついてから工事が出るのが過去にもありました。おそらく一般の住民の考え方で、冬にコンクリートの建設物を発注する住民はほとんどいないと思います。ずっと前から冬季にやったコンクリートの建物、後で必ずとっていいくらい弊害が出てまいります。何とかこの冬期間にこういう作業がならないような方法がないのか今までも話してきましたが、また今回もこういう状態です。町長にお伺いするんですが、後で経費のかからない建物、あるいはこういう建築物にするためには、やはり気象条件のいいときにしっかりした工事をしてもらう、これが非常に大事だと思うわけですが、この辺、町長、基本的にどういうふうに考えておりますか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

今ご指摘のとおりですね、できれば本当に早期に発注して早期に完成というのが望ましい姿だと思います。ただ今、今回の工事ですね、今ギリギリでございます、今の時期から着工して、できれば早めに完成するように頑張りたいと思いますし、それから施工する側ですね、今技術的にいろんな形で上がっておりますので、今言ったような心配を避けるような、そういう配慮をしながらの工事ということでぜひお願いしたいと思っていますので、この後まず、今の予算上の関係からいくとどうしてもこうならざるを得ない問題はございますので、これはもう根本的な問題でございますので置くとしても、ぜひ今指摘された心配をですね、なくするような形でこれを進めるように業者の方とも話をしてみたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回の工事もそうなのですが、私方今住民との話し合いの中で学校建設の問題をいろいろ議論することがあります。そうすれば八森小学校の3小学校、あるいは中学校も含めて鉄筋コンクリートであります。それぞれ耐用年数まだ相当あるのにあの状態であります。もう相当修理費もかかってまいりました。やはり根本的に変えないといけない、そのとおりなんです。今回のプールは業者に頑張ってもらってなるべくいい方法でということなのですが、こういう工事の発注の仕方、年度内の完工、これを目指すとしたら、何か基本的に変えないとこれは絶対私はできないと思うんです。それに取り組んできたのかどうか、もう1回お聞かせ願います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをします。

根本的なのはですね、やっぱり予算上の問題もありますし、それから町単独でですね、工事するものについては、できるだけ町の判断で早期にできるものですがけれども、ただ補助がらみの問題で県なり国との関連が出るものについては、やはりそちらの了解を得ないとですね、やっぱり進められないというそういう問題がございますので、この点についてはこの後まず国・県の制度の見直しとかですね、大きく言えばそういう問題が発生すると思いますけれども、町としてできるものはですね、できるだけそういうふうな方向で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず、子供の事故が一番多いのが水の事故だといわれています。その中でもやっぱりプールの事故というのは、吸水事故になります。

○議長（阿部栄悦君） 見上さん、マイク使って。

○14番（見上政子君） 引き込まれるとか、それから飛び込み台からの事故というのもすごく多いと言われていています。このスタート台というのは、これ飛び込み台のことでしょうけれども、飛び込んで事故のないような深さになっているのかどうなのかということと、それから八小とか観小の場合のプールの場合、私も前の柴田教育長から学校で説明を受けたときは、吸水口じゃなくて何といいますか何とか方式というそれと同じようなやり方になっているんでしょうか。それと低学年と高学年の境にフェンスがあるんですけれども、このフェンスは何か意味があるんでしょうか。その辺のフェンスの意味と、それと全体の敷地の面積なんですけど、体育館寄りから南寄りというんですか能代寄

りというんですか、この境の、隣りの敷地の境がほとんどないような図面の境になってますけれども、これは何かこのくらい境が少なくて何かのときに大丈夫なのかなっていう心配もあるんですけれども、このくらい狭い境にこういうものをつくって大丈夫なんでしょうか。その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。伊勢学校教育課長。

○学校教育課長（伊勢 均君） 答弁いたします。

まず飛び込み台についてでございますけれども、この図面では飛び込み台はつくようになっておりますけれども、これは取り外し可能で、何かの大会のとき設置する、ねじで脱着ができるという飛び込み台でございます。普段は外しているというようなことも可能です。

それから吸水口についてですけれども…。

○議長（阿部栄悦君） 安全かどうか聞いていますよ、飛び込み台。飛び込んで安全かどうか。

○学校教育課長（伊勢 均君） 飛び込みについては、学校では飛び込みは禁止しております。プールから飛び込みというのは禁止しているということです。ですから、浅いところで飛び込みの方では90センチありますけれども、飛び込みしなければ大丈夫だということです。

それから給水口についてでございますけれども、八森地区のプールと機能は一緒でございます。古いプールですとプールの真ん中に排水口がまとまって一つ大きいのがあるわけございまして、今回新しくつくるプールについては排水口を9カ所に分散して、吸い込みの直径も約10センチというごく小さいもので、人の吸い込みは一つが塞がっても後の8カ所から水を吸うということで圧力を減少させる仕組みとなっております。

それからプールの真ん中のフェンスでございますけれども、低学年のプールと普通の高学年のプールの高さが違います。プールの底が段差になっておりますので、知らないでコース側の方に入っていきますと深みにはまるという状態になりますので、そこをこのフェンスで仕切って、普通の方の、高学年の方のプールに行かないようにしているという仕組みでございます。

それから境界…隣地との境界ですけれども、これは十分境をとってございまして、これは学校の地盤が砂地なものですから風による砂を飛ばないように、境にはプールの方ですね、砂が入らないようにフェンスで囲む、フェンスといいますか目隠しフェンスで

すけれども、それで囲む計画でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第131号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成18年第3回八峰町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

午後 1 2 時 3 5 分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人